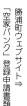


相続するかもしれない方に空家になりそうな実家をは持ちの相続したけど

勝浦町舎家の

旧用しませんかって家・実家を実家を









勝浦町では、空き家をお持ちの方と、移住を希望する方の橋渡しを行っています。

家は人が住まなくなると、あっという間にダメになってしまいます。 家屋の維持のためにも、入居者に管理してもらうという気持ちで、 お貸ししてみてはいかがでしょうか?

また、**家賃収入を固定資産税の支払い**にあてるなどのメリットも!



地区に空き家が増えると、防犯や防災の問題、景観悪化を招くおそれも… 人が移り住むことで、<mark>地域の活性化</mark> にもつながりますよ!







空家の管理ができていなかった場合、こんなリスクも・・

《ケーススタディ》

所有している空家の瓦が落下し、11歳の男児を死亡させた場合(保険なし)

損害区分		損害額(万円)
人身損害	死亡逸失利益	3,400
	慰謝料	2, 100
	葬儀費用	130
	合計	5,630

《注意!》

相続登記ができていなくても、または相続放棄していても管理人 が定まっていなければ、物件の管理責任が問われます。

〒771-4395 勝浦町大字久国字久保田 3 勝浦町役場 企画交流課 移住・空家バンク担当者 **270885-42-2552** (午前 8:30 ~午後 5:15 土日祝休)

E-mail: kouryu@town. katsuura. i-tokushima. jp



〒771-4303 勝浦町大字生名字太田 44-1 レヴィタかつうら内一般社団法人 勝浦町地域活性化協会 オオトモ 党 (徳島)第004942 号 (徳島)第004942 号

230885-42-2216 (午前 9:00 ~午後 5 時 月曜休)

E-mail:trialsakamoto@gmail.com

空家バンク制度 利用者の 💳



坂本地区にある 実家を貸出中!

徳島市在住 N様

亡くなった夫の実家を相続しました。かなり古い建物で、私自身ここで育ったわけではないため愛着もありません。取り壊しを考えましたが親族から反対され、売却も不動産屋さんから門前払い。かと言って管理もできず…頼みの綱と「空き家バンク」に登録しました。期待はしていなかったのですが、古民家に住みたいという移住希望のご家族と面談し、今もその方にお貸ししています。ご主人は DIY が得意で、ある程度は自分で直せるようです。そんな方もおられるのだと驚きました。



三渓地区にある実家を売却!

勝浦町在住 | 様

もともと両親と暮らしていた実家なのですが、老朽化したこともあり新しく家を建てました。しばらく物置として使っていましたが、私も高齢者となり管理し続けることに不安を覚えたとき「空き家バンク」制度を知りました。登録して 1 年ほど経過したとき、移住希望のご家族と面会。若いけれども受け答えもしっかりした方で、この方になら任せられると売却を決意。移住後はご近所さんとも仲良くされておられますし、私も両親から譲り受けた家を次の世代に託すことができ、満足しています。

よくある質問





勝浦町への移住者ってどのくらいいるの?

(一社) 勝浦町地域活性化協会が管理している移住体験施設『田舎トライアルハウス坂本家』では、今までに 362名が移住体験 し、そのうち 実際に移住された方は 4 5 名 おられます。 勝浦町に住みたくても家が決まらず、仕方なく別の場所に移住される方も少なくありません。

(2023年6月30日までの実績)



家を貸したら、なかなか返してくれない方もいるらしいけど…

一般の賃貸借契約だと契約期間が定められず、入居者に退去を依頼する際は正当事由が必要で、 そのようなトラブルが稀に発生します。よって<mark>予め契約期間を定めておける「定期借家契約」</mark> をおススメしています。これだと入居期間が過ぎての不法占拠は認められません。



やっぱりキレイにして貸さないと、売らないとダメだよね?

キレイにしているほうが価値が増すため、早期に高値で取引できることは事実です。

ただし賃貸の場合、<mark>借主に修繕を任せることのできる「DIY 型賃貸借契約」</mark>というものがあります。

※修繕の全て負担を借主が負う、という意味ではありません

(注意)上記の両契約とも書面による契約が必要です。詳しくはインターネット等でお調べいただくか、(一社) 勝浦町地域活性化協会までお問合せください。

(一社) 勝浦町地域活性化協会の『空家関連サポート』のご紹介

※詳細については、本チラシ表面の弊会連絡先までお問合せください

空き家バンク登録書類作成サポート《無料》



空家バンク登録の書類作成に関し、見取り図作成等の煩雑な作業をサポートします。事前に鍵をお預かりできれば、ご本人様が遠方在住で不在であっても、申請書類を仮作成させていただきます。(※必ずご本人様に確認を得た上で提出させて頂きます)

空家見守りサービス 基本サービス:¥7,920~/年

年間4回(3か月に1回の頻度)、お家の見守り巡回を引き受けます。報告書の送信、緊急トラブル発生時の連絡および、指示に応じた措置の手配を手伝います。

《基本サービスに含むもの》

外観(壁のヒビ割れ、瓦の剥離、ガラス窓等の破損確認)調査、ポスト清掃(転送の場合別途)、通水と水漏れチェック(10分)、通風(1時間)、雨漏り等の確認 など



